

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
満期保有目的の債券 ……… 償却原価法（定額法）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 …………… 個別法による原価法
未成工事支出金 …………… 個別法による原価法
貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～15年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これに伴う影響は軽微であります。

(追加情報)

当中間会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産で改正前の法人税法に基づき償却可能限度額まで償却した資産について、その残存簿価を償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後5年間で備忘価額まで均等償却を行う方法によっております。これに伴う影響は軽微であります。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当中間期に見合う額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌年度から費用処理することとしております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職手当の支給に充てるため、内規に基づき当中間期末要支給額を計上しております。

(5)ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間期末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準…… 工事完成基準

6. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の会計処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

従来、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「土地物件貸付料」を、当中間会計期間より区分掲記することとしました。なお、前中間会計期間の営業外収益の「雑収入」に含まれる「土地物件貸付料」は52百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額

高速道路事業有形固定資産減価償却累計額	1,946百万円
関連事業有形固定資産減価償却累計額	187百万円
各事業共有有形固定資産減価償却累計額	192百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	931,362百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	2,165百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	3百万円
短期金銭債務	85百万円
長期金銭債権	11百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

営業取引	
営業収益	168百万円
営業費用	1,780百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	5百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当中間期の末日における発行済株式の数 800万株

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
工具、器具及び備品	50百万円	2百万円	48百万円
無形固定資産(ソフトウェア)	102百万円	5百万円	97百万円
計	153百万円	7百万円	145百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料中間期末残高相当額

一年以内	30百万円
一年超	114百万円
合計	145百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料	7百万円
減価償却費相当額	7百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

道路資産賃借料に係る未経過リース料中間期末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内	54,952百万円
一年超	2,144,775百万円
合計	2,199,728百万円

平成18年9月21日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定による。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,489.70円
一株当たり中間純利益	216.02円